

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年6月21日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 松館信子

(イ) 松館敦子

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー盛岡店 盛岡市月が丘一丁目26番45号

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社デンコードー

(イ) 株式会社サンデー

(ウ) 株式会社ホットマン

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 前潟ショッピングセンター 盛岡市前潟三丁目2番1号ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

3(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 協同組合盛岡南ショッピングセンター

(イ) 有限会社大七

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 盛岡南ショッピングセンター・サンデー紫波店 紫波郡紫波町桜町一丁目12番地1ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成25年3月22日

オ 変更の理由 代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成25年6月10日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び紫波町役場